

所を次のとおり指定した。

平成15年11月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
宮崎整形外科医院 葦北郡芦北町芦北2610番地の8	医療法人社団 宮崎整形外科 医院	平成15年10月28日

熊本県告示第1076号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年11月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社カワマタシステムズ 八代郡宮原町大字宮原村676番地の1	有限会社カワマタシステムズ	平成15年10月28日

熊本県告示第1077号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年11月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
グループホーム 陽なたぼっこ 阿蘇郡長陽村大字河陽4463番地	社会福祉法人 順和会	平成15年10月23日

熊本県告示第1078号

平成15年5月14日熊本県告示第527号（平成15年度地籍調査事業の計画）の一部を次のように改め、平成15年11月5日から適用する。

平成15年11月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査地域名の欄中

- 「薄原、袋、宝川内、市渡瀬、長崎、南福寺及び葛渡の各一部」を
- 「薄原、袋、宝川内、市渡瀬、長崎及び南福寺の各一部」に、
- 「大字葉木及び中谷いの各一部並びに深水は及び中谷ろの全部」を
- 「大字葉木、中谷い及び鎌瀬の各一部並びに深水は及び中谷ろの全部」に、
- 「大字両出、内田、下村及び鏡町の各一部」を
- 「大字両出、内田、下村、鏡町及び宝出の各一部」に改める。

熊本県告示第1079号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成15年11月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
あど居宅介護支援事業所 熊本市花立三丁目15番25号吉美ビル2階	株式会社アド・インフォメー ション	平成15年10月25日